

木造住宅の耐震化支援制度の拡充

～7月より補助対象住宅の拡充と耐震改修利子補給制度を導入～

市では、これまで木造住宅における耐震化支援制度の対象を昭和56年（1981年）5月31日以前の耐震基準（旧耐震基準）の木造住宅としていましたが、7月から平成12年（2000年）5月31日以前の新耐震基準の木造住宅まで対象を拡充します。

また、住宅金融支援機構が実施している原則60歳以上向けの融資「リ・バース60」を活用した耐震改修について、同機構が利子補給を行うことにより無利子又は低利子で同融資を活用できる制度が開始したことから、同じく7月から同制度も導入します。

1 補助対象住宅の拡充（別紙1「木造住宅の耐震化支援制度」参照）

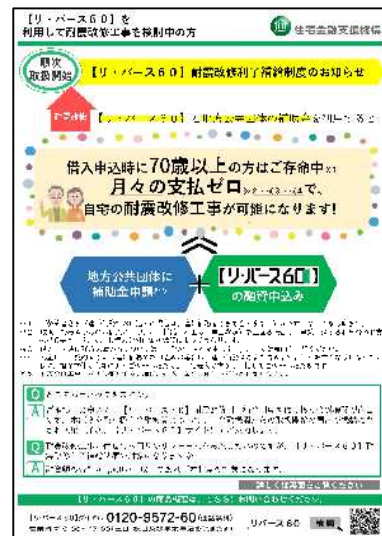
対象住宅	平成12年（2000年）5月31日以前の耐震基準の木造住宅
------	-------------------------------

※現行：昭和56年（1981年）5月31日以前の耐震基準の木造住宅

2 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の導入

（別紙2「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度のお知らせ」参照）

対象事業	市の補助交付決定を受けた耐震改修工事
補助内容	申込時点の申請者の年齢に応じ、住宅金融支援機構が存命中の利子補給を実施 （申込時）年齢60歳代の場合：2/3の利子補給 年齢70歳以上の場合：全額の利子補給



◎この件に関するお問い合わせ

海老名市まちづくり部住宅まちづくり課

電話046-235-9392